

議案第 56 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 4 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法施行令等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成 30 年 3 月 31 日に狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成30年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第20条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日」に、「第2条第1項」を「第2条第1項第1号」に改め、「と、」の次に「同項第2号中」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条第2号及び第3号並びに第20条の2第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。